

独立行政法人国立文化財機構が  
達成すべき業務運営に関する目標  
(第6期 中期目標)

令和8年2月27日

文 部 科 学 省

## 目 次

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II. 中期目標の期間	3
III. 国民及び外国人観光客に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1. <u>有形文化財の保存と継承及び有形文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信</u>	
(1) 有形文化財の収集・保管、次代への継承	4
(2) 展覧事業	5
(3) 教育普及活動等	7
(4) 有形文化財の収集・保管・展覧事業・教育普及活動等に関する調査研究	7
(5) 国内外の博物館活動への寄与	8
(6) 文化財の積極的な活用による文化財の継承につなげる新たな取組	9
2. <u>文化財及び海外の文化遺産の保護に貢献する調査研究、協力事業等の実施</u>	
(1) 新たな知見の開拓につながる基礎的・探究的な調査研究	11
(2) 科学技術を応用した研究開発の進展等に向けた基盤的な研究	12
(3) 文化遺産保護に関する国際協働	12
(4) 文化財に関する情報・資料の収集・整備及び調査研究成果の公開・活用	13
(5) 地方公共団体等を対象とする文化財に関する研修及び協力等	14
(6) 文化財防災に関する取組	14
IV. 業務運営の効率化に関する事項	
1. 業務改善の取組	15
2. 情報通信技術による業務効率化	16
3. 経費等の合理化・効率化	16
V. 財務内容の改善に関する事項	
1. 自己収入拡大への取組	16
2. 固定的経費の合理化	17
3. 決算情報・セグメント情報の充実等	17
4. 保有資産の処分	17
VI. その他業務運営に関する事項	
1. 内部統制	17
2. その他	17
3. 施設設備に関する計画	18
4. 人事に関する計画	18
別紙1 独立行政法人国立文化財機構における調査研究及び国際共働の評価軸及び評価指標等	19

別添 独立行政法人国立文化財機構に係る政策体系図、独立行政法人国立文化財機構の  
使命等と目標との関係

※下線を引いた事業を一定の事業等のまとまりとする

## 独立行政法人国立文化財機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。）第 29 条の規定に基づき、独立行政法人国立文化財機構（以下「文化財機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

### I 政策体系における法人の位置付け及び役割

#### <法人の使命>

独立行政法人国立文化財機構法第 3 条にあるとおり、文化財機構は、博物館を設置して有形文化財を収集、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的としていることを踏まえ、我が国の国立博物館として、有形文化財の収集、保管、観覧を通じ、少子高齢化・人口減少下においても持続可能な形で貴重な国民的財産である文化財を次世代に継承するとともに、文化財研究に関するナショナルセンターとして、文化財に関する専門的又は技術的事項に関する調査研究等において、中核的な役割を果たすことを使命とする。

以上を踏まえ、令和 8 年度から始まる中期目標期間における文化財機構のミッションは以下のとおりとする。

- ・引き続き、博物館を設置して有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ること。特に、我が国の文化財は脆弱なものが多いことを踏まえ、適切な保存に留意しつつ、多くの人々が文化財にふれ、我が国の歴史や文化等を深く学ぶことができるよう、文化財の積極的な活用と多様な鑑賞機会の確保等を通じ、観光振興、地方創生に寄与すること。加えて、貴重な文化財の次世代への保存継承に関する国民の意識の涵養を図ること。
- ・文化財に関する専門的、技術的事項に関する唯一の国立研究機関として、文化財に係る新たな知見の開拓につながる基礎的・探究的な調査研究を継続的に行うとともに、科学技術を応用した研究開発の進展等に向けた基礎的な研究を行い、その成果をもって官公庁、博物館等の専門機関、文化財の所有者・管理者・修理技術者等が行う業務の質的向上に寄与すること。また、地震、台風、豪雨等の災害による文化財の防災のための連携・協力体制を構築し、専門的な知見から必要な援助を行うとともに、専門的人材の育成を図ること。
- ・有形・無形の文化遺産に係る国際協働・協力に貢献する専門的機関として、国際条約等に基づく活動を積極的に推進すること。

- ・改正された「博物館法」を踏まえ、資料の貸出しや人材の育成、他の博物館の事業の充実のための協力といった、自らのリソースを活用した全国の博物館への支援等や、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の要請を踏まえ、文化資源保存活用施設の設置者の求めに応じて、情報通信技術を活用した展示、外国語による情報の提供その他国内外からの観光旅客が我が国の歴史や文化等についての理解を深めることに資する措置の実施に必要な助言その他の援助等を行うこと。

#### <法人の現状と課題>

文化財機構は、博物館5館、文化財研究所等3施設を設置している。東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館及び皇居三の丸尚蔵館（以下総称して「国立博物館」という。）においては、これまで蓄積した経験・実績を強みとし、体系的・通史的にバランスの取れた収蔵品の集積と脆弱な文化財の適切な保存管理、研究成果を踏まえた魅力ある展示と教育普及事業を継続して実施している。

また、東京文化財研究所及び奈良文化財研究所（以下総称して「文化財研究所」という。）においては、文化財の各分野に関する基礎的・体系的な調査研究の実施を通じ、文化財に関する新たな知見の開拓につながる基礎的・探究的な調査研究等を推進するとともに、アジア太平洋無形文化遺産研究センターにおいては、我が国の無形文化遺産に関する国際協力の拠点として、関係機関と連携しつつ、アジア太平洋地域の無形文化遺産の保護に向けた調査研究等の国際協働を推進している。

近年は、地震、豪雨等の災害が多発、激甚化しており、そのような状況下において、文化財の防災のための連携・協力体制の構築と、それによる援助等を図るため、本部に設置する文化財防災センターの機能強化は喫緊の課題である。また、デジタル資源化（デジタルアーカイブ化・オープンデータ化）とその利活用に向けた整備を進めることや文化財活用センターをはじめとしたデジタル技術等を活用した活動の充実・発展も重要であり、加えて、施設設備の老朽化に対応したメンテナンスサイクルを計画的に実行し、全ての施設等を最大限活用していくことは継続して取り組むべき課題である。

一方で、我が国が直面する少子高齢化・人口減少が、我が国の実質的な税収額の長期的制約要因となっており、運営費交付金及び施設整備費補助金が収入の約6割以上を占めるといった状況を改善し、諸外国の事例も踏まえ、将来にわたる持続的な博物館運営に向けて、自己収入をいかに確保することも課題と考えられる。

#### <政策を取り巻く環境の変化>

近年、博物館の役割は世界的に高まっており、令和4年のICOM（国際博物館会議）において、包摂性、多様性、持続可能性、コミュニティなどの文言がミュージアムの定義に加えられ、社会的な課題解決も博物館の目的の一つであることが確認された。また、国内では、同年の博物館法の改正、令和5年の施行により、博物館の事業に博物館資料のデジタル・ア

ーカイズ化と公開、他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与が追加されるとともに、国や独立行政法人が設置する博物館には、他の博物館における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館の事業の充実のための協力が努力義務化された。令和2年に施行された「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」においても、文化資源保存活用施設に対して、求めに応じ助言や援助することが努力義務となっている。

令和5年度を始期とする「文化芸術推進基本計画（第2期）」では、中長期目標は第1期から踏襲しつつ、重点取組「文化芸術を通じた地方創生の推進」の中に、ナショナルセンターとしての国立文化施設の機能強化及び整備の着実な推進が位置づけられた。

令和7年2月に改訂された、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」に基づく「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針」において、「文化財防災対策等」の協力が位置づけられ、本法人の文化財防災センターの役割として「我が国の文化財防災の取組から得られた知見を活用し、文化遺産国際協力センターをはじめとする関係機関との連携を通じた文化財防災に関する国際貢献も望まれる」と明文化された。

また、我が国の外国人観光客数は令和7年度実績で4200万人を超え、令和12年度には、6000万人とすることを目標としている。文化財機構は文化観光やインバウンドの受入に重要な役割を果たすことが期待されており、博物館でも解説の多言語化などの対応を引き続き進めていく必要がある一方、他の主要観光都市の博物館と比較して入場者数は低水準に留まっており、国際観光旅客財源も活用しつつ、外国人観光客の増加を自己収入確保の機会として積極的に捉えていくことが求められている。その上で、将来的には、海外主要都市の博物館の入場者数も踏まえ、展示スペースの拡充や所蔵作品の充実を図りながら外国人観光客を含め国立博物館全体で1200万人程度の入場者数を達成すべく、取組を進める必要がある。

(参考) 海外主要都市の博物館の入館者数

- ・メトロポリタン美術館：550万人（R6）
- ・故宮博物館：370万人（R6）
- ・プラド美術館：346万人（R5）

## II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの5年間とする。

## III 国民及び外国人観光客に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事

項

1. 有形文化財の保存と継承及び有形文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信  
(事前分析表 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成)

(1) 有形文化財の収集・保管、次代への継承

国立博物館は、それぞれの設置の経緯を踏まえ、既に多くの所蔵品及び寄託品（以下「収蔵品」という。）を収集・保管している。多くの文化財は、経年の自然劣化と材質の脆弱性等によるコンディションの変化にさらされており、収蔵品の収蔵施設と展示施設は、接触・転倒等の事故を防ぐとともに、温湿度、照度、防虫、防カビ等の環境を最適の状態にすることが求められているため、国立博物館ではこれらの対策を講じることとする。

また、有形文化財の収集等については、国立博物館における調査研究の成果や現時点の収蔵状況や今後の見通し、活用状況を踏まえ、体系的・通史的にバランスの取れた収蔵品の充実を図るため、収蔵品の収集・保管に関して各館において中長期的な方針・計画を立てて着実に実施することとする。なお、収蔵品の保管に関しては、国内外の先進的な収蔵庫及びその保管方法等の調査・情報収集を行い、関係機関との連携に努める。

有形文化財の管理・保存・修理等については、収蔵品等の管理に必要なデータの整備を進めるとともに、収蔵品のデジタル・アーカイブ化を進める。また、収蔵品等の状態に応じた適切な保存・展示を行い、必要な修理等を計画的に施すこととする。

#### 【指標】

・有形文化財の収集に関する取組状況

(収集件数、文化財購入費、寄贈・寄託品件数)

・有形文化財の修理に関する取組状況

(修理件数、修理のデータベース化件数)

(参考) 前中期目標期間実績値 (見込評価時点)

・有形文化財の収集に関する取組状況

収集件数 150,579 件(令和 6 年度末実績)

文化財購入費 3,936 百万円(令和 3～令和 6 年度実績総額)

寄贈品件数 1,622 件(令和 3～令和 6 年度実績総数)

寄託品総件数 12,632 件(令和 6 年度末実績)

・有形文化財の修理に関する取組状況

修理件数 (本格修理) 414 件(令和 3～令和 6 年度実績総数)

修理のデータベース化件数 1,441 件(令和 3～令和 6 年度実績総数)

(目標水準の考え方)

・国立博物館が購入する価値の高い有形文化財は、所有者等との直接交渉が必要であり、予

算等との関係からも必ずしも計画どおりに購入できるとは限らない。したがって数値目標は設定せず、中期目標の期間において、上記の取組状況をモニタリングし総合的に評価する。

- ・有形文化財は、その状態に応じて、適切な時期に適切な処置を施さなければ、その価値を将来にわたって継承することができないことから修理等に関する方針を設け、それに従って計画的に取り組むべきである。
- ・有形文化財に当たっては、専門的かつ高度な技術を有する外部の修復業者等との契約が必要であるが、予算措置の状況や相手方とのスケジュールの都合上、計画通りに実施できるとは限らない。したがって数値目標は設定せず、中期目標の期間において、上記の取組状況をモニタリングし総合的に評価する。

〈想定される外部要因〉

- ・有形文化財の修理等には、一定のまとまった予算措置が必要であり、その状況によって計画を変更せざるを得ないことがある。これらの事情を考慮し、評価においては適切に対応するものとする。

## (2) 展覧事業

国立博物館は国全体の約 22%に相当する国宝・重要文化財を収蔵しており、これらを公開することは、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく重要な役割のひとつである。そのため、保存と活用のバランスをとりながら、国宝・重要文化財をはじめ、多くの収蔵品等について、専門的な調査研究を行い、その成果を積極的に反映しながら計画的に公開する。

特に、平常展は各館の特色を発揮するとともに、来館動機につながるような国宝・重要文化財等著名な所蔵作品について、展示期間の増加を含め常設展の強化を行うことで、外国人観光客を含め、来館時期に関わらず、目的の所蔵品を鑑賞できる機会の確保を進め、日本の歴史や日本美術の流れを概観し、日本文化の理解が促進されるよう工夫を施した展示を行う。

また、観覧環境の向上等を図るべく、多様な来館者に配慮した運営を行うとともに、収蔵品以外の文化財も含め特定のテーマの下に企画する特別展（外国における展覧事業も含む）は、文化財の価値等を理解するにとどまらず、新たな知見を拓くような、質の高いものを目指す。

その上で、多様な鑑賞機会を持続的に確保する観点から、各館における入館料の改定及び二重価格の導入を本中期目標の期間中に実施するものとする。

また、夜間開館の充実など開館時間の弾力化について、地域におけるナイトタイムエコノミーの推進と歩調を合わせ、費用対効果を勘案しながら、実施するものとする。

こうした施策の実効性を確保するため、入館者数、入場料収入、その他収入等の詳細な開

示を進めるものとする。

さらに、多様な来館者が快適に観覧する環境を創出するため、一層の快適な観覧環境のための施設・設備の充実を図る。

以上を通じ、法人全体の展示事業に係る費用（展示に携わる学芸員の人件費や展示に必要な整備費等を含む）に対する展示事業に係る自己収入額の割合を、次期中期目標期間中に100%とすることを目指しつつ、本中期目標期間の最終年度に65%以上とする。また、各館の展示事業に係る費用に対する展示事業に係る自己収入額の割合が、本中期目標期間の4年目において、「4割」を下回っている等社会的に求められている役割を十分に果たせていないと考えられる館については、再編の対象とすることとし、令和13年度以降の次期中期計画に具体的な再編内容を記載し、それを実行する。

#### 【指標】

- ・法人全体の展示事業に係る費用に対する展示事業に係る自己収入額の割合（次期中期目標期間中に100%とすることを目指しつつ、本中期目標期間の最終年度に65%以上とすること）
- ・平常展の来館者アンケート満足度（満足度は80%の水準を目指す）  
（参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）
- ・法人全体の展示事業に係る費用に対する展示事業に係る自己収入額の割合 54%（令和3～令和6年度実績）
- ・平常展の来館者アンケート満足度 89%（令和3～令和6年度実績）

#### 【関連指標】

- ・来館者数（常設展、企画展、外国人観光客数）
- ・来館者アンケート満足度  
（参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）
- ・特別展の来館者アンケート満足度 90%（令和3～令和6年度実績）

#### 〈目標水準の考え方〉

- ・来館者アンケートは、前中期目標の期間においても実施しているが、展示に関する満足度について5段階評価で上位2位以上を選択した割合とする。
- ・特別展の企画は、共催者や諸外国との国際文化交流の計画に関係しており、定性的又は定量的な指標を示すことが困難であるため、中期目標の期間において、来館者数及び来館者アンケート満足度に関する目標は、モニタリングすることとする。

#### 〈想定される外部要因〉

- ・展覧会については、工事等の事情が生じた場合は、休館等せざるを得ないことがある。これらの事情を考慮し、評価においては適切に対応するものとする。

### (3) 教育普及活動等

国立博物館の展覧事業の効果を高めるような講演会等のイベントや各種図録の出版等の教育普及活動を実施し、来館者等を対象とする教育・普及活動の充実・向上や幅広い層を対象とした多様な学習機会の提供を図るとともに、ボランティアの受入れや博物館支援者増加への取組を推進する。

また、今後も所蔵品を継続して収集する必要性・重要性に関して広く国民の理解をより一層得るため、展覧事業及び各種事業に関し、積極的な広報を行うとともに、ウェブサイトにおいて収蔵する有形文化財に関する情報を公開し、その質的向上と量的拡充を推進する。

#### 【指標】

- ・講演会等のアンケート（満足度は80%の水準を目指す）

#### 【関連指標】

- ・講演会等の開催回数
- ・ウェブサイトのアクセス件数  
(参考) 前中期目標期間実績値（見込評価時点）
- ・ウェブサイトのアクセス件数 72,927,661 件（令和3～令和6年度実績総数）
- ・講演会等の開催回数 607 件（令和3～令和6年度実績総数）

#### 〈目標水準の考え方〉

- ・講演会等は、平常展及び特別展の内容に応じて企画するが、中期目標の期間において、開催回数に関する目標は、モニタリングすることとする。
- ・国立博物館では、展覧事業及び各種事業に関する広報を目的としてウェブサイトの充実を図っている。また、収蔵する有形文化財に関する情報（文字情報、画像情報）を整理し、データベース等を構築し、ウェブサイトにおいて公開している。これらの情報を一般に公開することは、国民共有の財産を広く周知する上で重要であり、さらには、学術研究の進展等にも資すると考えられることから、近隣施設との連携等を含めた効率的かつ効果的な広報戦略の実施などに戦略的に取り組み、ウェブサイトのアクセス件数の増加を図ることとし、モニタリングすることとする。

### (4) 有形文化財の収集・保管・展覧事業・教育普及活動等に関する調査研究

有形文化財の収集・保管、展覧事業、教育普及活動等を行うため、それぞれに必要な調査研究を計画的に行う。特に、保管と展示環境に係る文化財等への影響について、関係機関と

の連携により継続的な調査研究を行い、様々な材質の文化財等の公開が適切に設定できるよう努めるとともに、それらの成果を全国の博物館・美術館に発信する。また、シンポジウム開催等による他の博物館等との学術交流の実施や図録等の出版等を通じ、これらの調査研究の成果の積極的な普及を図る。

#### 【中期目標期間において推進すべき具体の調査研究の方針】

有形文化財の収集・保管・展示等に係る調査研究

収蔵予定又は収蔵している有形文化財若しくは特別展等で借用する有形文化財について、科学的手法を適切に用いて、学術的・芸術的な価値の究明とコンディションの分析等を行い、適切な保管・展示の環境維持や修理等の処置に資すること。また、将来にわたる収集活動、展覧事業の企画等に資するよう、有形文化財全般に及ぶ調査研究を行うこと。

定期刊行物、図版目録、特別展等図録、研究紀要及び調査報告書等を刊行して、有形文化財に関する調査研究の成果等の発信を行うこと。また、著作権処理の可能なものについては、学術情報リポジトリ等を参考にウェブサイトで公表するよう推進すること。

#### 【指標】

- ・有形文化財の収集・保管・展示等に係る調査研究件数  
(参考) 前中期目標期間実績値 (見込評価時点)
- ・有形文化財の収集・保管・展示等に係る調査研究件数 334 件 (令和 3～令和 6 年度実績)

〈目標水準の考え方〉

- ・国立博物館における有形文化財に関する調査研究は、収蔵品の収集活動、保存修理、展覧事業の企画等に資することを第一義的な目的としており、研究成果が具体的な事業等にもどのように反映できたかを評価指標とする。あらかじめ目標値を設定することになじまないため、中期目標の期間において、調査研究件数に関する目標は、モニタリングすることとする。

#### (5) 国内外の博物館活動への寄与

国内外の博物館活動へ寄与することは重要であり、そのため、国内外の博物館等における展覧事業への出品要請等に対応するとともに、展覧事業の企画等への援助・助言等を行う。また、国内外の博物館等からの専門的・技術的な協力等の依頼に対し、可能な限り積極的に応じる。なお、寄附等の資金調達手法など地域の博物館や関係機関が抱える共通の課題に対して、主務省庁と連携して先駆的な取組内容やそのノウハウの共有も図りナショナルセンターとしての機能強化に努める。あわせて、国立美術館や地方の博物館との間の作品の貸与等を推進する。

## 【指標】

- ・有形文化財の貸与に関する取組状況（有形文化財の貸与件数）
- ・国内外の博物館等への援助・助言等に関する取組状況（専門的・技術的な援助・助言の件数、行政、公私立博物館等の各種委員等への就任件数、依頼事項への対応件数等）
- ・国内外の博物館等との協定数・連携事業数  
（参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）
- ・有形文化財の貸与件数 6,237 件（令和 3～令和 6 年度実績総数）
- ・専門的・技術的な援助・助言の件数、行政、公私立博物館等の各種委員等への就任件数、依頼事項への対応件数等 1,823 件(令和 3～令和 6 年度実績総数)

### 〈目標水準の考え方〉

- ・有形文化財の貸与については、適切な保管・展示環境が維持されることを必要条件とし、さらに国宝・重要文化財については、法令等にのっとり文化庁の許可等が必要であるため、依頼内容に応じてその都度検討することとなる。したがって、あらかじめ貸与に関する目標値を設定することになじまないため、中期目標の期間において、貸与件数をモニタリングし評価する。
- ・国内外の博物館等における展覧会の企画、運営を始め、博物館等の業務に関する専門的・技術的な協力の依頼については、内容に応じてその都度検討することとなる。したがって、あらかじめ援助・助言に関する目標値を設定することになじまないため、中期目標の期間において、援助・助言件数をモニタリングし評価する。
- ・国内外の博物館等との協定数や連携事業については、内容に応じてその都度検討することとなる。したがって、あらかじめ目標値を設定することになじまないため、中期目標の期間において、件数をモニタリングし評価する。

### （6）文化財の積極的な活用による文化財の継承につなげる新たな取組

文化財活用センターは、あらゆる地域で子どもから大人、障害者や外国人など、全ての人が文化財に親しむことができるよう、文化財が持つ魅力や価値を引き出し、文化財を通じた豊かな体験と学びを提供し、地方創生、観光振興につながる新たな活用の在り方を目指す。そのため、文化財に親しむためのコンテンツやモデル事業の開発、アウトリーチプログラムなどを通じた文化財へのアクセシビリティの向上、文化財機構所蔵品貸与促進事業の推進、文化財機構所蔵の文化財のデジタル資源化の加速と国内外への情報発信を行う。

また、地域の美術館博物館からの文化財の保存等に関する相談・助言・支援を行うとともに、学芸員や自治体の文化財行政担当者向けの研修や講習会、各都道府県の博物館協議会等の要請による研修会の開催等を通じて、文化財の保存と活用の両立に寄与する。

## 【指標】

- ・コンテンツの開発及びモデル事業の推進状況（複製、コンテンツ等の開発・展開（貸出しを含む）件数）
  - ・アウトリーチプログラム等の取組状況（実施件数）
  - ・文化財機構所蔵品貸与促進事業に関する取組状況（事業実施件数及び有形文化財の貸与件数）
  - ・文化財保存等の相談・助言・支援に関する取組状況（専門的・技術的な援助・助言の件数、行政、公私立博物館等の各種委員等への就任件数、依頼事項への対応件数等）
  - ・デジタルアーカイブ（ColBase）の画像登録件数（前中期目標の期間の実績以上）
- （参考）令和2年度末実績 16,573 件、令和6年度末実績 35,800 件）

#### 【関連指標】

- ・データベース（ColBase、e 国宝）のアクセス件数  
（参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）
- ・企画コンテンツの開発数 18 件（令和6年度末実績）
- ・国立博物館収蔵品貸与促進事業に関する取組状況事業実施件数 6 件（令和6年度実績）  
有形文化財の貸与件数 86 件（令和6年度実績）
- ・専門的・技術的な援助・助言の件数、行政、公私立博物館等の各種委員等への就任件数、  
依頼事項への対応件数等 161 件（令和6年度実績）
- ・データベース（ColBase、e 国宝）のアクセス件数 2,493,344 件（令和3～令和6年度実績総数）

#### 〈目標水準の考え方〉

- ・企業等との連携を図りつつ、先端技術を駆使し、文化財に親しむための複製や デジタルコンテンツを開発するためには、内容に応じてその都度検討することとなる。また、アウトリーチ活動は、学校等からの申込みに基づいて実施される。院内学級や特別支援学校を含めた、幅広い地域の子どもたちに鑑賞機会を提供することが念頭にあり、それぞれにかかる実施コストを鑑みると、単に件数を指標とすることになじまない。国立文化財機構所蔵品貸与促進事業においては、あらかじめ事業募集を行った上、貸与品は貸与先で開催される展覧会のテーマに沿って、文化財機構各施設における展示に支障のない範囲で作品選定を行う必要がある。文化財保存等の相談・助言・支援においては、文化財保存の観点から博物館活動の活性化に協力するために、国内外の博物館等における展示・収蔵環境に関する相談を随時受け付け、内容に応じてその都度検討することとなる。いずれもあらかじめ目標値を設定することになじまないため、中期目標の期間において、企画コンテンツの開発、アウトリーチプログラム等の取組状況、国立文化財機構所蔵品貸与促進事業及び文化財保存等の相談・助言・支援に関する目標は、モニタリングすることとする。
- ・各国立博物館の所蔵品を横断的に検索できる ColBase（国立文化財機構所蔵品統合検索

システム)は、国民共有の財産を広く周知する上で重要であり、学術研究の進展等にも資すると考えられることから、画像登録件数の増加に取り組むこととし、数値目標は前中期目標期間の実績以上とする。また、データベースの利用促進を図るため、アクセス件数についても関連指標とする。

## 2. 文化財及び海外の文化遺産の保護に貢献する調査研究、協力事業等の実施（事前分析表 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成）

近年、少子高齢化、デジタル社会の急速な進展、地震、豪雨等の災害の激甚化など、社会情勢の変化に伴って文化財を取り巻く環境にも変化が生じている。

文化財研究所は、文化財の各分野に関する基礎的・体系的な調査研究や新たな知見の開拓につながる探究的な調査研究を実施し、これらの調査研究の蓄積を基盤として、様々な課題に対応してきているが、これらの変化を踏まえ、今後、文化財を次代へ継承するための取組を通じて社会的課題の解決にも貢献することが求められている。特に、持続可能な社会を目指し、環境と調和した文化財保存に関する取組を進めるとともに、デジタル・アーカイブ化を推進するほか、文化財防災センターと連携し、有形・無形の文化遺産に関する研究成果を活かした被災地の復興支援にも取り組むことが必要である。このため、文化財研究所は、基礎的・体系的、探究的な調査研究等を通じて、これらの課題に積極的に取り組むこととする。

また、文化財研究所及びアジア太平洋無形文化遺産研究センターは、令和7年2月に改定された「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を踏まえ、関係法令及び基本方針の趣旨を踏まえた施策等の実施に積極的に取り組む。なお、これらの評価に当たっては、別紙1に掲げる評価軸、評価指標等に基づいて実施することとする。

さらに、これらの調査研究及び国際協働等に関する情報・資料・研究成果等を公表するとともに、地方公共団体等の職員を対象とした文化財に関する専門的研修や、国・地方公共団体等に対する文化財の調査及び保護に関連した協力等を積極的に行うこととする。

文化財防災センターは、文化財防災のための技術開発や文化財防災に関する助言・援助等を行うだけでなく、文化財防災のための地方公共団体等との連携・協力関係構築が重要である。そのため、文化財防災に関する多様な要請に応えるための持続可能な仕組み（地域の専門的人材の育成も含む）を構築し、これらの要請に積極的に応えていくとともに、文化財防災の取組から得られた知見を活用した国際貢献に取り組む。

以上を踏まえ、次の目標に従い業務を行うこととする。

### （1）新たな知見の開拓につながる基礎的・探究的な調査研究

有形文化財及び伝統的建造物群に関する調査研究においては、文化財の価値や保存に関する研究基盤等の蓄積を図ることとし、各時代の絵画・彫刻、建造物、寺社や旧家等に伝来した歴史資料・書跡資料、重要伝統的建造物群保存地区の候補となりうる伝統的建造物群に

関する研究に取り組むものとする。

無形文化財、無形の民俗文化財等に関する調査研究においては、無形の文化財の現状把握と記録に関する研究基盤等の蓄積を図ることとし、古典芸能、工芸技術等及びそれらに関わる文化財保存技術のほか、民俗芸能、風俗慣習、民俗技術及びそれらに関わる有形の民俗文化財に関する研究に取り組むものとする。

記念物、文化的景観、埋蔵文化財に関する調査研究においては、文化財の価値や保存に関する研究基盤等の蓄積を図ることとし、古代日本の都城遺跡（平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡）の発掘調査、史跡・名勝の保存と活用の在り方、重要文化的景観及びその候補となりうる文化的景観の保存・活用実態、全国の埋蔵文化財に関する基盤的な調査研究に取り組むものとする。

## （２）科学技術を応用した研究開発の進展等に向けた基盤的な研究

文化財の調査方法に関する研究開発においては、文化財の価値や保存に関する研究の進展を図ることとし、可搬型分析機器やセンシング技術を用いた調査方法、ジオ・アーケオロジー、年輪年代、動植物遺存体等の調査方法に関する研究に取り組むものとする。

文化財の保存修復及び保存技術等に関する調査研究においては、文化財の保存に関する研究の進展を図ることとし、環境と調和した生物被害対策、文化財の保存環境と維持管理、文化財の材質・構造等の科学的分析、屋外文化財の保存修復計画、文化財の修復方法と材料の研究、近代文化遺産の保存修復技術、被災文化財の保存修復技術、考古遺物の保存処理法、環境制御による遺構の保存法、高松塚古墳・キトラ古墳の保存・活用に関する研究に取り組むものとする。

## （３）文化遺産保護に関する国際協働

文化遺産の保護に関する国際的な協力については、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」及び基本方針等に従い、文化遺産保護に関する国際情報の収集・研究・発信、協力事業の推進、人材育成のほか、国際協力の推進に資するため、国内の研究機関間の連携促進等に取り組むものとする。また、アジア太平洋地域の無形文化遺産保護に関し、ユネスコと日本国政府の間の協定に基づき設立されたアジア太平洋無形文化遺産研究センターについて、基本方針第1の4（2）教育研究機関等の役割の④に掲げる文化財機構の役割に従い、文化遺産国際協力を推進する。

「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針」（抜粋）

### 第1 文化遺産国際協力の基本的方向

#### 4. 文化遺産国際協力の推進における国等の役割

##### （２）教育研究機関等の役割

④ また、平成23年10月には、日本国政府とUNESCO（国際連合教育科学文化機関

(以下「ユネスコ」という。))との協定に基づき、ユネスコが賛助するアジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センターとして、独立行政法人国立文化財機構アジア太平洋無形文化遺産研究センターが設置された。当該センターにおいては、我が国の無形文化遺産に関する国際協力の拠点として、東京文化財研究所等の関係機関と連携しつつ、アジア太平洋地域の無形文化遺産の保護に向けた調査研究等の国際協力を推進することが望まれる。

#### (4) 文化財に関する情報・資料の収集・整備及び調査研究成果の公開・活用

研究の進展や行政事務の効率化等に資することを目的として、文化財に関する情報及び図書・雑誌等を収集・整理・保管し、公開する。また、これまでに収集・蓄積された文化財に関する情報資源のデジタル・アーカイブ化を推進する。

調査研究の成果を刊行物や講演会等の様々な媒体を通じて多元的・広範囲に発信するとともに、奈良文化財研究所所管の公開施設等において公開する。なお、可能な限り、調査研究に関する論文等について、学術情報リポジトリ等としてウェブサイトでの公開を推進する。

#### 【指標】

- ・ 公開施設来館者に対する満足度アンケート（特別展・企画展）（80%の水準を目指す）
- ・ 文化財に関するデータベースのデータ件数（前中期目標の期間の実績以上）  
（参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）
- ・ 文化財に関するデータベースのデータ件数                    4,704,139 件（令和6年度末実績）

#### 【関連指標】

- ・ 文化財に関するデータベースのアクセス件数
- ・ 公開施設における特別展・企画展の開催件数（年2～3回程度）
- ・ 公開施設の来館者数
- ・ 学術情報リポジトリ等によるウェブサイトにおける論文等の公開件数  
（参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）
- ・ 文化財に関するデータベースのアクセス件数 79,434,525 件（令和3～令和6年度実績総数）
- ・ 公開施設における特別展・企画展の開催件数 28 件（令和3～令和6年度実績総数）
- ・ 公開施設の来館者数 254,152 人（令和3～令和6年度実績総数）
- ・ 学術情報リポジトリ等によるウェブサイトにおける論文等の公開件数 11,659 件（令和6年度末実績）

〈目標水準の考え方〉

- ・文化財に関するデータベースについては、研究の進展等にも資すると考えられることから、データベースの充実に取り組むとともに、文化財に関するデータベースのデータ件数の増加を図ることとし、数値目標は前中期目標の期間の実績以上を指標とする。
- ・奈良文化財研究所所管の公開施設等、発掘調査等の研究成果を適時に展示することが重要であり、特別展・企画展については、定期的又は定量的な指標を示すことが困難であるため、来館者に対する満足度アンケートの満足度は80%の水準を目指す。

#### (5) 地方公共団体等を対象とする文化財に関する研修及び協力等

地方公共団体等の職員を対象とした有形文化財・記念物等の保存及び修復に関する研修並びに埋蔵文化財等に関する各種研修について、地方公共団体等の要望を踏まえた研修計画に基づき実施する。

文化財に関する国・地方公共団体の行政事務や博物館の業務等に関する依頼等について、専門的・技術的見地から適切な協力等を行う。

#### 【指標】

- ・研修成果の活用状況（アンケートによる研修成果の活用実績が80%以上）
  - ・専門的・技術的な援助・助言の取組状況（行政、公私立博物館等の各種委員等への就任件数、依頼事項への対応件数等）
- （参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）
- ・研修成果の活用状況 93%（令和6年度実績）
  - ・行政、公私立博物館等の各種委員等への就任件数、依頼事項への対応件数等 2,032件（令和3～令和6年度実績総数）

#### 〈目標水準の考え方〉

- ・地方公共団体等における文化財に係る専門人材の資質の向上は、我が国全体の文化財行政等の基盤を支える観点から重要である。中期目標の期間においては、アンケートにより地方公共団体等の要望や研修成果の活用状況を調査し、適宜研修プログラム等に反映する。
- ・行政機関が実施する発掘調査や史跡整備事業を始め、博物館等の業務に関する専門的・技術的な協力の依頼については、内容に応じて都度検討することとなる。したがって、あらかじめ援助・助言に関する目標値を設定することになじまないため、中期目標の期間において、援助・助言件数をモニタリングし総合的に評価する。

#### (6) 文化財防災に関する取組

文化財防災センターは、度重なる災害等による文化財の被災状況を踏まえ、文化財の防災のための連携・協力体制の構築、文化財防災のための技術開発、地域における文化財防災に関する専門的人材の育成を図るとともに、被災文化財の保全処置等について専門的知見か

ら必要となる支援を行う。また、これらの取組を着実に実施するため、持続可能な基盤強化を図るとともに、復興期における文化財防災の取組を充実させる。あわせて、我が国の文化財防災に関する知見をもとに国際貢献に資する取組を行う。

#### 【指標】

- ・防災のための連携・協力体制構築への取組状況（都道府県内各種会合等への会議等参加数）
- ・文化財防災に関する技術開発への取組状況（論文等数、報告書等の刊行数）
- ・文化財防災に関する普及啓発への取組状況（シンポジウム等の開催件数）

#### 〈目標水準の考え方〉

- ・文化財の防災のための連携・協力体制の構築に関しては、都道府県内連携体制の構築・促進、地域ブロック内における地域間連携の促進を図るためには、都道府県内の各種会合等に参加する必要がある。また、文化財防災のための技術開発に関しては、各種の施設・設備の安全対策、被災文化財の応急処置・修復処置、被災文化財の保管環境等に関する調査研究を推進する必要があるが、いずれもあらかじめ目標値を設定することになじまないため、都道府県内各種会合等への会議等参加数及び文化財防災のための技術開発に関する論文等数、報告書等の刊行数をモニタリングし総合的に評価する。
- ・文化財防災に関する普及啓発への取組においては、専門的人材の育成を図るためのシンポジウム、講演会、研修及びワークショップ等を開催し、調査研究の成果公表等を進めるとともに、課題の共有化等を図る必要があるが、あらかじめ目標値を設定することになじまないため、中期目標の期間において、普及啓発への取組状況をモニタリングし総合的に評価する。

## IV 業務運営の効率化に関する事項

### 1. 業務改善の取組

#### (1) 組織体制の見直し

組織の機能向上のため、不断の組織・体制の見直しを行うものとし、法人の事業全体を通じて、体制の強化を図ることとする。

#### (2) 人件費管理の適正化

給与水準については、公務員の給与改定に関する動向等を踏まえ、国家公務員の給与水準等とともに業務の特殊性を十分考慮し検証した上で、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表すること。

#### (3) 契約・調達方法の適正化

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27

年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施し、「調達等合理化計画」に沿って、一層の競争性、公正性及び透明性の確保に努め、契約の適正化を推進すること。

#### (4) 共同調達等の取組の推進

消耗品や役務について、近隣の関係機関と連携して共同調達に取り組む。なお、具体的な対象品目等は、年度計画等に定めた上で進めるものとする。

### 2. 情報技術による業務効率化

文化財機構に関する情報の提供、業務・システムの最適化等を図ることとし、ICTを活用した業務の合理化・効率化を図る。

### 3. 経費等の合理化・効率化

独立行政法人会計基準における運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。運営事業費に充当する運営費交付金は、一般管理費及び事業経費の合計(公租公課及び人件費を除く)について、引き続き効率的な執行に努め、中期目標期間の最終年度において、物価上昇率の影響を除き前中期目標期間最終年度予算と比べて5%以上の業務の効率化を図る。ただし、文化財の購入及び修理に要する経費、特殊要因に基づく経費、新規追加分は、その対象としない。

## V 財務内容の改善に関する事項

### 1. 自己収入拡大への取組

快適な観覧環境の実現にも留意しつつ、主要国際観光都市の博物館等の入場者数等と比較すると、我が国の博物館の入館者数は十分とは言えず、国内外からの観光旅客なども念頭に、展覧事業におけるサービスの向上に努めるなど、安定的な自己収入の確保を図る。具体的には、入場料収入については、各館の常設展の充実とあわせて常設展の入館料の改定を行うとともに、我が国の居住者向け料金とインバウンド(非居住者)向け料金を別に設ける、いわゆる二重価格の導入を行うこととする。また、業務の質の向上等に必要な資金の充実を図るため、会員制度の充実、保有財産の有効利用の推進、競争的資金や寄附金の獲得など主務省とも連携し、他の法人の取組を参考にしながら、多様な財源確保に努め、引き続き運営費交付金等の国費のみに頼らない財務構造へのシフトを目指す。

自己収入を原資とした理事長(館長)の裁量経費の配分等による入館者数増のインセンティブの導入を検討する。

また、各館等がその強みを生かして、特色ある事業の強化に取り組めるよう、各館へ配分する予算の一部を留保して財源を捻出し、各館の自己収入額の実績や伸び率に応じて配分するインセンティブ予算を設定する。

あわせて、施設整備にあたっては、主務省と連携し、入場料収入等を勘案して、PFI や財政投融資の活用を検討する。

#### 【指標】

展覧事業に係る指標と同様とする。

### 2. 固定的経費の合理化

物価高騰や労働力不足などの社会経済の状況も踏まえ、適正な経費による施設運営を行うことなどにより、固定的経費の合理化に取り組む。

### 3. 決算情報・セグメント情報の充実等

財務内容等の一層の透明性を確保し、活動内容を政府・国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

### 4. 保有資産の処分

保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

## VI その他業務運営に関する事項

### 1. 内部統制

理事長のリーダーシップの下で、文化財機構の全ての役職員が、法令等を遵守し、日常の業務において役職員の使命感の向上等に資するよう適切な運営を行う。法人の使命等の周知、コンプライアンスの徹底、経営層による意思決定、内部規定の運用、リスクマネジメント等を含めた内部統制環境を継続して整備・運用する。また、その整備状況やそれらが有効に機能していることなどについて定期的に内部監査、監事監査等によりモニタリング・検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 2. その他

#### (1) 自己評価

外部有識者を含めた客観的な自己評価を行うこととし、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させるものとする。

#### (2) 情報システムの整備・管理及び情報セキュリティ対策

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、多様化するサイバー攻撃やセキュリティの脅威に対する組織的対応強化を図るため、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を踏まえた規定の整備、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、役職員の研修及び教育を実施する。

計画的な情報セキュリティ対策の点検及び情報セキュリティ監査の実施により、情報セキュリティ対策の強化を図る。

### 3. 施設設備に関する計画

施設設備の老朽化度合い等を勘案しつつ、計画的な整備を推進する。

施設設備の点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的に実施するとともに、施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・長寿命化などを計画的に行う。

東京国立博物館の本館及び表慶館、京都国立博物館の本館並びに奈良国立博物館の本館は、有形文化財の収蔵・展示施設であると同時に、建物自体が重要文化財であることを考慮し、関係機関と連携の上、適切な保存及び活用を図る。

また、主務省と連携し、P F I など民間活力の活用や財政投融资の活用を検討する。

### 4. 人事に関する計画

文化財に関する調査研究、保存活用及び継承に資する機能強化のため、専門性の高い人材の確保や長期的な視点に立った人材育成に取り組む。また、適切な人事管理、人事交流等を実施することにより、組織全体の活性化を図る。国家公務員の制度や社会一般の動向を勘案した人事・給与体制や職場環境を整備する。

事項	評価軸	関連する評価指標・モニタリング指標
<p>(1) 新たな知見の開拓につながる基礎的・探究的な調査研究</p>	<p>有形文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群に関する調査研究</p>	<p>文化財の価値を明らかにして我が国の歴史・文化の源流の究明、多様性の解明に寄与し、文化財の保存・活用に資するものになっているか。</p>
	<p>無形文化財、無形民俗文化財等に関する調査研究</p>	<p>無形文化財、無形民俗文化財等の伝承・公開に係る基盤の形成に寄与しているか。</p>
	<p>埋蔵文化財に関する調査研究</p>	<p>発掘調査等を通じた古代国家の形成過程や社会生活等の解明、埋蔵文化財に関する学術研究を多面的に推進し、遺跡を中心とする文化財の保存・活用に寄与しているか。</p>
<p>(2) 科学技術を応用した研究開発の進展等に向けた基盤的な研究</p>	<p>科学技術を用いた文化財の価値を顕在化するための研究と実践</p>	<p>科学技術を的確に応用し、文化財を生み出した背景等を解明することで文化財の価値の顕在化に寄与するとともに、文化財調査の手法・技術に関する研究を推進し、文化財調査の精度、効率等の向上に寄与しているか。</p>
	<p>文化財の保存修復及び保存技術等に関する調査研究</p>	<p>文化財の保存科学や修復技術・修復材料・製作技法に関する中核的な研究拠点として先端的な調査研究を推進しているか。 また、その成果を広く公開することにより文化財の保存又は活用に寄与しているか。</p>
<p>(3) 文化遺産保護に関する国際協働</p>	<p>文化遺産保護に関する国際協働の総合的な推進</p>	<p>我が国が有する文化遺産保護に関する知識・技術・経験を活かした事業を展開し、諸外国との文化的交流及び相互理解の促進に貢献しているか。</p>
	<p>アジア太平洋地域の無形文化遺産保護に関する調査研究</p>	<p>アジア太平洋地域における無形文化遺産保護のための研究を国際協力により推進しているか。 アジア太平洋地域の研究機関やコミュニティ等と連携し、現在の国際的課題に即した無形文化遺産保護のための研究を実施しているか。</p>

# (別添) 独立行政法人国立文化財機構に係る政策体系図

## 文化芸術基本法

文化芸術推進基本計画（第2期）※今後の文化芸術政策の目指すべき姿（中長期目標）から抜粋

### **中長期目標 1 文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供**

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されていることを目指す。

### **中長期目標 2 創造的で活力ある社会の形成**

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されていることを目指す。

### **中長期目標 3 心豊かで多様性のある社会**

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されていることを目指す。

### **中長期目標 4 持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成**

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティが形成されていることを目指す。

## 文化財保護法

(この法律の目的)

**第1条** この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(政府及び地方公共団体の任務)

**第3条** 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

## 第6期中期目標期間における国立文化財機構のミッション

- ・有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、文化財の保存及び活用を図る。特に、文化財の次世代への保存継承に関する国民意識の涵養を図る。
- ・文化財に関する専門的、技術的事項に関する唯一の国立研究機関として、基礎的・探究的な調査研究を継続的に行い、災害に対する多様な文化財の防災・救援のための連携・協力体制を構築し、専門的な知見から支援を行うとともに、地域の専門的人材の育成を図る。
- ・有形・無形の文化遺産に係る国際協働・協力に貢献する専門的機関として、国際条約等に基づく活動を積極的に推進する。
- ・改正された「博物館法」を踏まえ、資料の貸出しや人材の育成、他の博物館の事業の充実のための協力といった、自らのリソースを活用した全国の博物館への支援等や、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の要請を踏まえ、必要な助言その他の援助等を実施する。

# 独立行政法人国立文化財機構（NICH）の使命等と目標との関係

## （使命）

我が国の国立博物館として、有形文化財の収集、保管、観覧を通じ、貴重な国民的財産である文化財を次世代に継承するとともに、文化財研究に関するナショナルセンターとして、文化財に関する専門的又は技術的事項に関する調査研究等において、中核的な役割を果たす。

## （現状・課題）

### ◆強み

- ・体系的・通史的にバランスの取れた収蔵品の集積と脆弱な文化財の適切な保存管理
- ・研究成果を踏まえた魅力ある展示と教育普及事業
- ・文化財に関する新たな知見の開拓につながる基礎的・探究的な調査研究
- ・アジア太平洋地域の無形文化遺産の保護に向けた調査研究等の国際協働の推進

### ◆弱み・課題

- ・文化財防災センターの機能強化
- ・デジタル資源化（デジタルアーカイブ化・オープンデータ化）とその利活用に向けた整備、デジタル技術等を活用した活動の充実と発展
- ・施設設備の老朽化対策

## （環境変化）

- 博物館法の改正により、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化と公開、他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与が追加されるとともに、国又は独立行政法人が設置する指定施設は、他の博物館における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館の事業の充実のための協力も努力義務となった。
- 文化観光推進法により、文化資源保存活用施設に対して、求めに応じ助言や援助することが努力義務となった。
- 文化財防災センターの役割として我が国の文化財防災の取組から得られた知見を活用し、文化遺産国際協力センターをはじめとする関係機関との連携を通じた文化財防災に関する国際貢献が望まれている。
- 文化観光やインバウンドの受入れに重要な役割を果たすことが期待されている。

## （中期目標）

- 文化財の魅力や価値を引き出し、内外に向けて文化財を通じた豊かな体験と学びを提供することで、地方創生、観光振興のみならず、文化財の次世代への確実な継承に繋げるため、所蔵品のデジタル資源化（デジタルアーカイブ化・オープンデータ化）とその利活用に向けた整備を進める。
- 文化財防災のための連携・協力体制の構築等に加え、文化財防災の取組から得られた知見を活用した国際貢献に取り組むとともに、これら多様な要請に応えるための持続可能な仕組みを整備する。
- 文化財に関する調査研究、保存活用及び継承に資するため、専門性の高い人材確保や長期的な観点に立った人材育成に取り組む。
- 活動の安定化と一層の充実・強化に向け、多様な財源のより一層の確保に努め、引き続き運営費交付金等の国費のみに頼らない財務構造へのシフトを目指す。